

長野県地域防災計画修正案への県民意見公募結果

- 1 募集機関 平成 30 年 11 月 5 日（月）から平成 30 年 12 月 4 日（火）まで
- 2 件数 1 件
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
1.	<p>風水害対策編 第 3 章 第 1 節災害直前活動 意見</p> <p>住民に対する適切な避難誘導等を実施するために、<u>各種警報・注意報の解除（ランクダウン）の気象情報を迅速かつ適切に伝達すること。またその旨を防災計画上に位置づけてほしい。</u></p> <p>理由</p> <p>災害被害を未然に防止するために、防災計画上では気象警報等の発表機関は、適切に発表することとされており、基準が示されているところです。発表される情報に基づき市町村は避難準備・勧告等の是非を判断します。また内閣府からも避難について市町村長の適切な判断が求められており、住民はその判断に基づいた避難勧告・避難命令に従います。</p> <p>気象情報の発表は迅速かつ適切に行うことは当然ですが、一方解除の発表は今まで基準があいまいと感じる場合が多いです。（・既に県全体で雨が降っていない、今後の雨量見込みがない予報の状況で警報や注意報が解除されない。長野県砂防情報システムを閲覧してメッシュ予報が概ね無色（一部黄色（注意）表示）に変化しているのに警報がその後も継続されている。・隣の県では注意報が解除されているのに長野県全域では引き続き警報が発表されている報道 等）</p> <p>特に夜間の変更や解除があまり見直されま</p>	<p>警報・注意報の解除についても、発表時と同様に風水害対策編 第 3 章 第 1 節 第 3 活動の内容 1 警報等の伝達活動（2）実施計画 に基づく伝達系統図により各機関が迅速かつ適切に伝達しているところです。</p> <p>解除の伝達については防災計画上に位置付けてはいますが、明示的ではありませんでしたので、風水害対策編 第 3 章 第 1 節 災害直前活動に「長野地方气象台等から通知される気象警報・注意報（解除を含む、以下同様）等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。」と記載しました。</p> <p>また、お寄せいただいたご意見の理由 に書かれているような解除の運用につきましては、気象庁のホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq10.html）を参照願います。</p> <p>なお、お寄せいただいたご意見については、警報・注意報の発表機関である長野地方气象台へもお伝えしておりますので、必要に応じてお問い合わせください。</p>

お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
<p>せん。発表機関が判断を保留し、翌朝まとめて検討・発表しているのではないかとの疑念が持たれます。気象情報は時点データに基づくものですから、解除予報は翌朝にならないと判断しないものではなくリアルタイムで行うものと思っています。予報そのものの信頼性にも繋がるものです。</p> <p>雨が降り止んでから長時間が経過しても大雨警報のままですと、地域や避難所住民への注意喚起も継続することになり、避難所設置解除等の検討が行えず、住民及び市町村の負担も継続します。</p> <p>（避難所を朝まで継続するか早く帰宅させてあげられるか判断するのは市町村であり発表機関ではありません。しかし判断材料の大きな要素が気象予報（警報・注意報）の継続有無です。）</p> <p>大雨による道路の事前規制（通行止め）解除も速やかにしていただきたいのですが、道路管理者に雨が降り止んでいるので問い合わせると、発表中は解除が出ない、安全確認も解除になってからでないと二次災害防止のため出来ないと説明されたことがあります。</p> <p>気象予報は各種警報・注意報を発表することで終わりではなく、注意報を解除するまでが責務です。<u>危険な状況が近付いていることを発表することは重要ですが、安全な状況へと変化していることも迅速かつ適切に住民や関係機関に知らせるべきではないでしょうか。</u></p> <p>今の県防災計画ではこの部分の対応及び記載が不十分と感じます。今回是非検討いただき改善して頂きたいと願います。</p>	